



平成 29 年 2 月 21 日

各 位

会社名 株式会社ケアネット
代表者名 代表取締役社長 大野 元泰
(コード番号 2150 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員
経営管理本部長 一政 利郎
(TEL. 03-5214-5800)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 21 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 22 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

現在、当社の取締役会の報酬額は、① 定額報酬を年額 160 百万円以内、② ストック・オプションによる報酬を年額 40 百万円以内とし、合計で年額 200 百万円以内となっており、これらの報酬枠につきましては、平成 19 年 6 月 27 日開催の第 12 期定時株主総会にてご承認を頂いております（但し、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。）。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、譲渡制限付株式報酬が付与される事業年度においては、上記②のストック・オプションの付与は行わないものといたします。また、本制度の対象者は、当社社内取締役を想定しており、将来的に社外取締役が選任された場合においても、本制度に基づく報酬を付与する予定はございません。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 50 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年 70,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東証証券取引所マザーズ市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む契約（以下「譲渡制限契約」といいます。）が締結されることを条件といたします。

3. その他

当社は、対象取締役に対するものと概ね同様の内容の譲渡制限付株式を、当社執行役員に対しても取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以上